

島原市地球温暖化対策実行計画

令和2年12月

島 原 市

令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

島原市地球温暖化対策実行計画

目 次

第 1 章 計画策定の背景と目的	1
島原市の前回計画における取組とその評価	2
第 2 章 計画の基本的事項	3
1 計画の期間	3
2 計画の対象範囲	3
3 対象となる温室効果ガス	3
第 3 章 計画の目標	4
1 温室効果ガスの総排出量に関する目標	4
2 目標達成のための取組	4
3 環境保全行動推進のための目標	5
第 4 章 具体的な取組内容	6
1 物品（サービス）の購入に関する取組	6
2 物品（サービス）の使用に関する取組	7
3 廃棄物の排出量削減及び資源化に関する取組	10
4 公共工事に関する取組	11
5 ひとづくりに関する取組	13
第 5 章 計画の推進と点検・評価	14

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景

地球温暖化とは、人の活動により排出される温室効果ガスの大気中濃度が増加することで、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇して気候変動を引き起こすことで、地球温暖化に伴う異常気温による降雨の偏在、海面上昇等による被害の増加、農作物や自然の生態系及び人類の生存等へ深刻な影響を及ぼすと予測されています。

わが国では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「法」という。）が公布され、平成11年4月から施行されています。

この法により、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが構築され、各主体の措置に関する基本的事項を「地球温暖化対策に関する基本方針」（平成11年4月閣議決定。以下「基本方針」という。）として定められました。

平成28（2016）年には、「地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）」（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。また、法第21条では、法第8条において政府が基本的事項を定めた「地球温暖化対策に関する計画」に即して「地方公共団体の事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組み、当該計画及び計画に基づく措置の実施状況について公表するよう求められています。2019年には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、「今世紀後半のできるだけ早期に“脱炭素社会（温室効果ガス実質排出ゼロ）”の実現」との目標を掲げ、さらに2020年10月に日本政府として「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言されました。

本市においても、市町村合併後の平成21年度～平成25年度、平成26年度～平成30年度と「島原市地球温暖化対策実行計画」（以下「市地球温暖化対策実行計画」という。）を策定し地球温暖化対策に取り組んでおり、引き続き本市の事務・事業による温室効果ガス排出量削減に取り組めます。

2 目的

島原市は、行政区域の中では、職員数や事業量などからみて、極めて規模の大きい事業者であり、消費者であるといえます。そこで、市が率先して地球温暖化対策のための温室効果ガスの排出量の削減やグリーン購入、ごみの減量等を行うことにより、環境への負荷の低減に寄与することと同時に、市民、事業者を環境配慮に向けて先導していくため、ここに「市地球温暖化対策実行計画」を策定します。

2020 年 10 月に日本政府として「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言されたことを受け、国の方針に基づき、必要に応じて「市地球温暖化対策実行計画」を見直す場合も考えられます。

【島原市の前回計画における取り組みとその評価】

前回計画は、平成 26～30 年度を計画期間とし、平成 24 年度の年間 CO₂ を平成 30 年度末まで現状維持を目標としていましたが、節電等の対策による削減の効果もありますが、原子力発電所の再稼働により電力にかかる排出係数が大幅に減少したため、平成 29 年度末時点で 6,774t-CO₂ と、基準年比で約 20%の排出減となっています。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。
また、基準年度を平成24（2012）年度とします。

2 計画の対象範囲

市長部局、議会事務局、各行政委員会の事務及び事業とします。

なお、外部への委託等により実施するものは、実行計画の対象ではありませんが、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して、必要な排出抑制等の措置を講じるよう要請することとします。

3 対象となる温室効果ガス

法第2条第3項で下記の7種類の温室効果ガスが規定されています。

ガスの種類	人為的発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼や廃棄物の焼却、大規模な森林伐採等	1
メタン（CH ₄ ）	化石燃料の燃焼、下水処理、一般廃棄物の焼却等	21
一酸化二窒素（N ₂ O）	化石燃料の燃焼、笑気ガスの使用等 （別名：亜酸化窒素）	310
ハイドロフルオロカーボン （HFCs）（13種類）	家庭用冷蔵庫、カーエアコンなどの冷媒、スプレーなどの充填剤等	1,300 (HFC-134a)
パーフルオロカーボン （PFCs）（7種類）	半導体のエッチングガス等	6,500 (PFC-14)
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気絶縁ガス、半導体のエッチングガス等	23,900
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造プロセスなど	17,200

※地球温暖化係数は、二酸化炭素を1とした場合の比を示す数値です。

本市の場合、下記のとおり温室効果ガスの総排出量の99%以上を二酸化炭素が占めていますので、二酸化炭素のみを削減対象とします。

◆対象施設・事業の排出量（平成24年度）

温暖化ガス別	排出量（kg-CO ₂ ）	割合（%）
CO ₂	7,572,790	99.89
CH ₄	276	0.00
N ₂ O	7,782	0.10
HFC	0	0.00
PFC	0	0.00
SF ₆	0	0.00
NF ₃	0	0.00
合計	7,580,848	100.00

第3章 計画の目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26％削減することを目標とすることが閣議決定されたことから、本市の基準年度を平成24（2012）年度とし、それに対する令和7（2025）年度における二酸化炭素の排出量は26％の削減を目標とします。

【目標設定の理由】

本市CO₂排出量の過半数を占める電力については、基準年度においては原子力発電所の停止により火力発電所が稼働しておりましたが、現在は原子力発電所の再稼働及び新エネルギーの活用により電気を作るためのCO₂排出（排出係数）が年々減少傾向にあります。今後も更なる節電対策を実施し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

基準年度（平成24年度）	目標年度（令和7年度）
温室効果ガス排出量実績値 7,573 t-CO ₂	温室効果ガス排出量目標値 5,604 t-CO ₂

2 目標達成のための取組

(1) 施設改修によるもの

- ① 温泉給湯所の加温方式変更に伴い、灯油の使用を廃止しました。
- ② し尿処理施設の建替え及び規模拡大に伴い、重油の使用量はなくなりますが、電力使用量の増加と新たに灯油を用いることになっています。
- ③ 市役所新庁舎での業務開始に伴い旧庁舎に比べて電力使用量が増加する傾向にあります。

(2) 上記以外の通常取組

- ① ガソリンは5％、その他ガス等の燃料の消費量は一律1％削減します。
- ② 電気の消費量を2％削減します。

◆燃料・電力使用量の削減によるCO₂削減目標値（単位：t-CO₂）

年 度	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)市計画	2013年度からの 削減率(%)市計画	年 度	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)市計画	2013年度からの 削減率(%)市計画
R1(2019)	5,241	30.79	R12(2030)	5,604	26
H30(2018)	6,774	10.55	R7(2025)	5,604	26
H29(2017)	6,045	20.18	R6(2024)	5,604	26
H28(2016)	5,737	24.25	R5(2023)	5,604	26
H27(2015)	7,408	2.18	R4(2022)	5,604	26
H26(2014)	8,055	-6.37	R3(2021)	5,604	26
H25(2013)	9,863	-30.24	R2(2020)	5,604	26
H24(2012)	7,573	基準年度			

・燃料使用によるCO₂排出量(tCO₂)=使用量×発熱量×排出係数×44/12

・電気使用によるCO₂排出量(tCO₂)=使用量×排出係数(実or調整後)

3 環境保全行動推進のための目標

地球温暖化対策も含めた環境保全行動を推進するうえで、次の5つの取組を行います。

I 物品（サービス）の購入に関する取組

必要性を吟味し、必要かつ適正な量を購入するとともに、環境への負荷が少ない事務用品等の購入・使用の普及、啓発をします。

	目 標 項 目	内 容
1	低白色度再生コピー用紙の使用率の向上	市が購入・使用するコピー用紙は原則として低白色度（白色度70%以下）の再生紙とし、その使用率を90%以上とする。
2	印刷物の再生紙使用率の向上	印刷物の再生紙使用率を90%以上とする。
3	環境配慮製品割合の向上	市が購入・使用する事務用品の環境配慮製品割合を金額ベースで70%以上とする。

II 物品（サービス）の使用に関する取組

温室効果ガス総排出量削減目標を踏まえて、省エネルギー・節水に関する取組の目標を次のとおりとします。

	目 標 項 目	内 容
1	電気使用量の削減	電気使用量を基準年度に比べ2%以上削減する。
2	エネルギー供給設備等燃料使用量の削減	冷暖房用等に使用する燃料の使用量を基準年度に比べ1%以上削減する。
3	公用車燃料使用量の削減	公用車燃料使用量を基準年度に比べ5%以上削減する。

※1) 基準年度以降に委託又は廃止した施設等については、基準年度値から差し引いて算出を行い比較します。

2) 基準年度以降に新設した施設等については、基準年度値に新設年度値を加算して算出を行い比較します。

III 廃棄物の排出量削減及び資源化に関する取組

ごみの減量、リサイクル及び適正処理に努め、廃棄物の減量等を推進します。

IV 公共工事に関する取組

環境に配慮した公共工事を推進します。

V ひとつづくりに関する取組

職員の環境保全行動における資質向上を図っていくため、適切な研修を推進します。

第4章 具体的な取組内容

1 物品（サービス）の購入に関する取組

（1）基本的な考え方

市は行政主体であるとともに、大口の消費者及び事業者でもあり、一般の企業や家庭と同様に各種の製品やサービスの購入・使用を行っています。

そこで、グリーン購入法の趣旨にのっとり、環境に配慮した事務用品等の購入を推進し、環境への負荷の低減に努めます。

（2）取組の基本方針

◎必要性を吟味し、必要かつ適正な量の購入に努めます。

◎再生品や省資源・省エネルギー型機器など、環境への負荷の少ない製品の購入を推進します。

◎用紙類の使用抑制や事務用品等の買い換えを控え、資源の有効利用を推進します。

（3）物品（サービス）の購入に関する具体的な取組

I 用紙類の購入に関する取組

①コピー用紙は、グリーン購入法に定める総合評価値80以上の製品を購入する。

②フォーム用紙及びその他印刷用紙は古紙配合率の高いものを購入する。

③トイレットペーパー・ティッシュペーパーなどの衛生紙は、古紙配合率100%のものを購入する。

II 電気製品等の購入に関する取組

①コピー機、パソコン等のOA機器は、国際エネルギースターロゴの表示がある製品、又はこれに準ずるエネルギー使用効率の高い機器（国の推奨リストに記載されている製品）を選択する。また、リース契約の場合も同様とする。

②コピー機、プリンターは、両面・縮小プリントが可能なデジタル複合機を優先的に選択する。また、リース契約の場合も同様とする。

③照明機器及び家電製品の購入にあたっては、使用目的・場所・数量などを検討し、省エネルギー型の製品を選択する。

④フロンを使用する製品は、フロン規制対応製品や非フロン系製品を選択する。

III 公用車の購入に関する取組

①所属の業務内容等、実態に応じた必要最小限度の大きさの自動車を購入する。
（公用車の小型化）

②低公害自動車等（低公害車、低環境負荷型自動車＜低燃費車を含む。＞）を積極的に購入する。

IV 文具・事務用品等の購入に関する取組

①文具・事務用品等は、原則として、再生品とするとともに、環境配慮型の製品（エコマーク商品やグリーンマーク商品等）を優先的に購入する。

②紙製事務用品は、再生紙による製品を使用する。

③詰め替え、交換式の製品（文具、洗剤等）を利用する。

V その他

- ①エアゾール製品（スプレー、ダストブロワー等）について、非フロン系のものを購入する。
 - ②使い捨て商品（紙コップ、紙皿、ペーパータオル、ウェットクリーナー、紙おしぼり等）の購入を控える。
 - ③リターナブル容器で販売されている製品の購入に努める。
- ※なお、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の特定調達品目及び判断基準は、国の基準に準ずることとします。

2 物品（サービス）の使用に関する取組

（1）基本的な考え方

エネルギー消費量や水の使用量の削減を図ることにより、二酸化炭素等の排出を削減し地球温暖化対策に貢献するとともに、限りある資源の有効利用に努めます。

（2）取組の基本方針

- ◎日常の活動の中で主要なエネルギーである電気、及び燃料の一層の効率的な使用に努めます。
- ◎省エネルギー型機器等の導入、及び新エネルギー利用技術等の導入を計画的に推進します。

（3）物品（サービス）の使用に関する具体的な取組

I 用紙類の使用に関する取組

- ①書類は原則としてA4版を使用する。
- ②コピーは原則両面印刷とする。
- ③コピー機の使用後は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
- ④使用済みのコピー紙は、以下により再利用する。
 - （片面使用済みの場合）
 - ・コピー機に専用トレイを設けて資料印刷等に再度利用、お知らせなどの簡易な回覧、新聞切り抜きの台紙やメモ用紙として再利用する。
 - （両面使用済みの場合）
 - ・分別・回収してリサイクル業者へ引き渡す。
- ⑤使用済み封筒は、逡送用の封筒、資料袋や回覧袋等に再利用する。
- ⑥文書・資料・印刷物・刊行物のページ数や部数は、必要最小限とする。

II 電気の使用に関する取組

1 照明の使用

- ①不必要な照明の消灯の徹底
 - ・始業前や昼休み、晴天時の窓際の照明は、支障のない範囲で消灯する。
 - ・断続的に使用する個所（会議室、倉庫、湯沸室、トイレなど）の照明は、使用の都度点灯する。

- ・共用スペース（玄関、階段、ホール等）の照明は、時間短縮や間引き消灯する。
- ・夜間や休日、事務室内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯する。
- ・ロッカーの上など特に照明の必要のない場所の照明灯を外す。

②省エネルギー型照明器具等の導入

- ・高効率化と長寿命化のために計画的に蛍光灯をインバータ方式やＬＥＤへ転換する。併せて高効率反射板を取り付ける。
- ・白熱電球を電球型蛍光管へ転換する。
- ・明るさや部屋の用途に応じて適切な点灯ができるよう、配線の見直し、照度コントローラー（調光装置）やセンサースイッチ、プルスイッチを採用する。
- ・夜間の街灯照明等（保安灯を除く）に時限付自動点滅スイッチを採用する。
- ・外灯ＨＩＤランプを使用する水銀灯を高圧ナトリウムランプに転換する。

③照明器具の定期的な清掃の徹底

- ・蛍光管と反射板の清掃を年に２回以上実行する。

２ 空調機器の使用

①使用期間と適切な温度管理の徹底

- ・空調の使用期間は原則として夏季は６月～９月、冬季は１２月～３月とする。
- ・適切な室温管理（冷房時２８℃、暖房時２０℃を目安）に努める。
- ・冷氣、暖気の吹き出し口付近に物を置かない。
- ・冷房効果を高めるため、カーテン、ブラインドを活用する。
- ・会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。

②省エネルギー型空調機等の導入

- ・空調機の更新及び新設にあたっては、最新の高効率・省エネルギー型で温室効果の寄与率の低い冷媒を使用する機器を導入する（小型の家電品程度の空調機についても同様とする）。

③空調機の手入れの徹底

- ・空調使用期間内においてはフィルターの清掃を本庁舎は年２回、有明庁舎及び出先機関は月２回行う。

３ ＯＡ機器の使用

①待機電力等の削減の徹底

- ・パソコン等は、昼休み等の不使用時には、休止状態もしくは省電力モードにする。また、退庁時には、コンセントもしくは本体から電源コードを抜く。

②省エネルギー型システムの構築の推進

- ・コピー機及びプリンターは、独立のシステム等特殊な場合を除き、庁内ＬＡＮの活用等による共有化や複合機の導入による台数の削減を検討する。

4 家電製品の使用

①適切な使用方法の徹底

- ・電気ポット等は、退庁時にコンセントを外す。
- ・冷蔵庫の庫内温度は、通年で弱に設定する。

②省エネルギー型製品の購入

- ・電気冷蔵庫や冷凍庫の購入・更新にあたっては、インバーター方式等最新の省エネルギー型で温室効果の寄与率の低い冷媒を使用する製品を購入する。

5 建物の改築及び新築

①建築計画段階からの配慮の徹底

- ・事前に日射の方向、風況を調査し、建物の配置・方位の最適化を図る。
- ・敷地の緑化、透水性舗装により日射・放射等の熱を和らげる。
- ・自然光、自然換気を有効利用する。（公衆トイレのトップライトの採用等）
- ・最上階の断熱性を向上させるために屋上緑化を推進する。
- ・窓の上部にひさしを設置し、直射光の進入を防ぐ。
- ・電気、機械設備類は、計画段階から最新の省エネルギー技術を導入する。

②保温構造技術の導入の推進

- ・外壁断熱、窓枠の気密性の向上、窓ガラスの二重化、出入口扉の断熱性・気密性の向上を図る。

③新エネルギー技術の導入の推進

- ・太陽光、風力、燃料電池等の新エネルギー利用技術の導入を検討する。

④電力負荷平準化（深夜電力）による省電力の推進

- ・蓄熱式ヒートポンプシステム（深夜電力使用冷暖房）の導入を検討する。

Ⅲ 燃料の使用に関する取組

1 ボイラー等熱源機器の使用

①適切な温度管理の徹底

「Ⅱ 電気の使用に関する取組、2 空調機器の使用」の項目に準ずる。

②ガス器具の使用

- ・ガス使用後の確実な栓締め、沸かし過ぎの防止、炎（ガス量）の調整など、ガスコンロや湯沸器を効率的に使用する。

2 公用車の使用

①エコドライブの励行

- ・急発進、急停車、速度超過を控え、経済運転に努める。
- ・荷物の積み降ろし、人待ち、駐車時はエンジンを停止する。

- ・タイヤの空気圧、磨耗状態、排出ガス濃度等の定期的な点検及び整備を行う。

②公用車運行管理の在り方の検討

- ・台数の見直しを含め、合理的かつ効率的な公用車運行管理の在り方を検討する。

IV 水の使用に関する取組

1 水道の使用

①節水の徹底

- ・洗面や歯磨きをするときなどは、こまめに水を止める。
- ・水道蛇口へ節水ゴマを取り付けるなど、水の使用量を抑制する。
- ・公用車等を洗う場合は、バケツに水をためて行う。

2 雨水の利用

①雨水利用の推進

- ・学校、公園、屋外運動施設等の公共施設の規模・用途に応じて雨水貯蓄槽を設置し、トイレの洗浄水、グラウンドの散水等への利用を検討する。

V その他

- ①机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期間の使用を図る。
- ②資料等を発送する際は、過剰な包装をしない。

3 廃棄物の排出量削減及び資源化に関する取組

(1) 基本的な考え方

市自らが排出する廃棄物に対して、率先してごみの減量化及びリサイクル、適正処理に努めます。

(2) 取組の基本方針

取組にあたっては、第一に発生の抑制、第二にリサイクルの推進、第三に適正処理の推進など、優先順位を考慮しながら進めることが大切です。さらに、業務のあり方の工夫や職員の努力によるソフト面の実行と、施設の整備など予算措置を伴うハード面の取組があり、費用対効果等を考えて取組を進める必要があります。

(3) 廃棄物の排出量削減及び資源化の具体的な取組

I ごみを減量する取組（発生抑制）

1 用紙類・文具類の取組

- ①会議等での資料については、簡素化・縮小化を図り、配布枚数の削減を図る。
- ②必要以上の文書を求めない、作成しない、コピーしない。
- ③内部資料では、裏紙使用をルール化し、徹底を図る。
- ④庁内における照会回答の鑑は、省略する。
- ⑤ファクシミリには送付状を省略し、送受信者名は本文余白を利用する。

- ⑥庁内文書の配布については、原則として封筒は、使用しない。
- ⑦文書ホルダーやファイルなどは、表題を変え再利用する。
- ⑧文房具の不要中古品を消耗品キャビネットに戻し、新規購入を抑制する。
- ⑨電子決裁システムの活用によりペーパーレス化を推進する。
- ⑩文書を廃棄する場合は、中身をチェックして焼却量を削減し、資源化させる。

2 その他の取組

- ①反復使用可能な物品については、消耗品の交換や修理により、長期的な使用に努める。
- ②使い捨て容器に入った弁当などの購入を抑制する。
- ③分別収集を徹底するとともに、個人用のごみ箱をなるべく少なくする。
- ④公共施設（公園、スポーツ施設、イベント施設など）のごみ箱をなくし、持ちかえりを推進する。
- ⑤記念品等、物品発注の際の簡易包装の徹底を行う。
- ⑥自動販売機の設置台数の見直しや、省エネルギー型への転換について設置業者に協力を求める。

II リサイクルの推進

- ①コピー機やプリンタのトナーやカートリッジのリサイクルに努める（契約の際の仕様書に盛り込む）。
- ②その他、資源物回収の拡大とリサイクルを推進する。

III 適正処理の推進

- ①資源ごみの洗浄・分別を行い、ごみ出しの曜日と時間を守るなどごみ出しのルールを守る。
- ②洗剤の使用にあたっては、粉石鹼などの環境への影響が小さいものを使用するとともに、適量使用に努める。
- ③特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物等は、法令を遵守し、適正処理に努める。

4 公共工事に関する取組

（1） 基本的な考え方

公共工事は、地域の社会基盤に欠かすことができない重要な役割を担っています。しかし、その実施に伴う廃棄物の発生や資源・エネルギーの消費量は膨大であり、また自然環境の破壊など、環境に大きな負荷を与える場合があります。公共工事による環境負荷を未然に防止するためには、被害が発生した後での対策より、事業の構想・計画段階などの早い段階で環境配慮していくことが、効率的かつ経済的です。そこで、事業者等より率先して、本市が発注する公共工事による環境への影響を、できるだけ早い段階から、できる限り低減していくよう努めます。

(2) 取組の基本方針

省エネルギー・省資源・自然環境・環境負荷など環境保全の観点からの検討を、構想～計画～設計～施行～維持管理の各段階において実施し、できる限り環境負荷低減に配慮した公共事業を推進します。

(3) 公共工事に関する具体的な取組

I 設計・施工時等

- 1 再生資材や建設副産物の有効利用を一層進める。
- 2 建築物の建築にあたっては、次の取組を一層進める。
 - ①新エネルギー等の導入を検討する。
 - ②省エネルギー型工法及び設備の導入を検討する。
 - ③自然採光を活用した設計となるよう配慮する。
 - ④消火設備を新設する際は、消火剤の不活性ガスとして代替ハロンを使用しない。
 - ⑤建築物の規模・用途に応じ、雨水利用や排水の中水利用設備の導入を検討する。
 - ⑥給水装置の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水に有効な器具を設置する。
 - ⑦透水性舗装や浸透ます等を必要に応じて設置し、雨水の地下浸透と水質向上等に配慮する。
 - ⑧建築物内に分別回収（リサイクル）のための場所を確保するよう配慮する。

3 環境負荷の少ない施工作業の実施

- ①適正な運搬車両台数、運転時間、走行ルート等の事前検討を促す。
- ②工事車両の排ガス、騒音、振動等の抑制を促す。

4 その他

- ①既存建築物に使用されているアスベスト等有害物質を適正に処理する。

II 建築物等の維持管理

- ①市有施設におけるフロン等を冷媒とした空調設備、冷蔵・冷凍設備等の適正な管理を行い、冷媒等の漏えい防止に努める。
- ②有害物質等の排出の削減や適正な処理が図られるよう設備の維持管理を行う。

III 緑化等の推進

- ①環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。
- ②農薬や化学肥料の使用量の適正化を行う。

IV 解体・廃棄時

- ①フロンや代替フロンを使用している空調機器等の廃棄等を行う場合は、適正に処理する。
- ②ハロン消火設備の更新、廃止にあたっては、ハロンを適切に回収する。
- ③コンクリート塊等の建設廃材は、再生砕石等に利用しリサイクルを図る。

④廃棄物の発生抑制へ配慮する。

5 ひとつづくりに関する取組

(1) 基本的な考え方

この実行計画を実践するのは、すべての職域、職種の職員、嘱託員、臨時職員の一人ひとりです。

それぞれが計画の趣旨や内容を理解し、自主的に取り組んでいかなければ、計画を策定しても、計画の実現は図れません。また、この計画は組織的な取組ですが、個人の姿勢や努力によるものも大きく、いかに職員一人ひとりの環境保全意識を向上させるかが、本計画達成の鍵といえます。

そのため、本計画を実現していくための基盤となる職員の環境保全行動における資質向上を図っていくことを目的とし、総合的かつ計画的にひとつづくりに取り組んでいくこととします。

(2) 研修計画に盛り込む基本的な事項

- 1 この計画の目的と必要性を明確にします。
- 2 この計画における職員の役割と責任について盛り込むこととします。

(3) その他の普及啓発のための取組

- 1 夏季（6月～9月）には、上着・ネクタイの不着用などの軽装（クールビズ）
冬季（12月～3月）には、カーディガン、セーター等の着用（ウォームビズ）
を節度ある服装を心がけながら励行します。
- 2 毎週水曜日をノー残業デーと位置づけ、時間外のエネルギー消費を抑制します。
- 3 各所属用の取組のチェックシートを作成し、チェックができるような仕組み
を作ることとします。

第5章 計画の推進と点検・評価

本計画を継続的かつ効果的に実施するため、次の体制により計画を推進し、点検、評価、見直しを行います。

1 推進体制

- (1) 全機関が主体的に取り組むことを原則とします。
- (2) 実行計画の推進は、環境課が総合調整を行い、総務課・有明支所は庁舎内の各部局と、各課は所管施設との調整を図ることとします。
- (3) 実行計画の実効性を確保するために課長会議を活用します。所属長等は、各課・所属等内への実行計画の趣旨・内容を個々の職員に対して周知徹底させ、実行計画を率先して推進するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、取組状況の管理を行います。
また、各課・所属等に環境責任者を置きます。環境責任者は班長クラスとし、実行計画の周知徹底を行い、取組状況の把握を行います。

2 実施状況の点検・評価

環境課を中心として、毎年、実行計画の取組状況の把握・点検及び問題点の検討を行い、環境責任者において、定期的に評価・見直し等を行います。

その後、所属長へ報告を行い、必要に応じて事務局（環境課）へ報告して継続的な向上を図ります。

また、環境責任者は、年度終了後速やかに電気使用量、公用車燃料使用量及びコピー用紙使用量等について所属長等に報告し、所属長等は事務局（環境課）に報告します。

3 点検・評価の公表

本計画の実施状況等に関する報告を毎年度取りまとめ、適宜公表します。

《実行計画に関する報告手順》

1 エネルギー使用量等調査票の報告

- (1) 各課の環境責任者は、事業の実施に伴い消費した電気、燃料及び水道等について各年度のエネルギー使用量等調査票に随時記録する。（グリーン購入量については契約管財課の用品購入調査により別途把握）
- (2) 各課の環境責任者は、年度終了後速やかにエネルギー使用量等調査票を作成し所属長等に提出する。なお、所属長等は前年同期と比して改善すべき点等があれば、各課等の環境責任者に指示する。原本は、各課で保存する。
- (3) 所属長等は、事務局（環境課）に写しを提出する。
- (4) 提出期限は、年度1年間分について翌年5月末日までとする。
ただし、グリーン購入量については、提出期限において契約管財課が把握している最新1年間分を提出することとする。

地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。